



情答申第1号
平成28年10月12日

海津市長 松永 清彦 様

海津市情報公開審査会
会長 野瀬 徳



公文書部分開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年8月4日付け高第251号2で諮問のあった件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年7月15日付け高第216号2により海津市長（以下「実施機関」という。）が行った「やすらぎ会館・やすらぎの湯マニュアルの条文」の部分開示のうち、別表に掲げる部分の不開示決定は妥当ではなく開示すべきである。その余の部分の不開示決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成28年7月5日、審査請求人は、「やすらぎ会館・やすらぎの湯マニュアルの条文（以下「本件マニュアル」という。）」を海津市情報公開条例（平成17年条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき公文書の開示請求を実施機関に対して行った。
- (2) 平成28年7月20日、実施機関は、請求対象のマニュアルについて、「会館の運営に支障がある」ことを理由に部分開示として、開示を実施した。
- (3) 平成28年7月29日、審査請求人は本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行ったことにより、実施機関は、平成28年8月4日に当審査会に対し条例第19条に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は次のように主張している。

マニュアルの大部分が開示となっており、その全てが開示することにより直ちに会館の運営に支障が出るとは考えられない。マニュアルとは、日常的な会館の運営を行うための手引きであることから部分開示にする理由はなく、不開示部分についても開示されるべきである。

4 実施機関の不開示とした理由及び説明

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

本件マニュアルは、会館の適切な運営のために作成されたもので、正確な作成時期は不明であるが、3～4年前には既に運用されていた。内容の更新については、起案、決裁等は行わず、担当職員の判断により随時更新を行う形で対応している。

なお、本件マニュアルを使用しているのは、やすらぎ会館（以下「会館」という。）の職員である。

そもそも本件マニュアルは、会館の運営に携わる職員が適切に会館の運営ができるよう必要な事項を記したものであり、職員間のみで共有すべきもので、外部に公表する前提で作成していないし、積極的に公表すべきものではないと認識している。マニュアルには会館において人や財産を、犯罪や事故などから守るための警備に関する情報（以下「セキュリティ情報」という。）が多く記載されており、開示することにより会館の運営に支障を来す恐れがあることから、部分開示としたものである。

仮に開示するとすれば、開示した情報が審査請求人だけでなく、その他誰の目にも触れることが可能となることから、防犯性の低下を招くのは必至である。市の財産、市民の安全性を確保するために、セキュリティ情報に関する部分を不開示とせざるを得ないものとする。

5 審査会の判断

実施機関は、会館のセキュリティ情報を公開すると、会館の運営に支障があるため、不開示部分は条例第7条第6号に該当すると主張する。一方審査請求人は不開示とされた全てが開示情報に該当するとは考えられないと主張する。

当審査会は、実施機関及び審査請求人双方の意見を踏まえ本件処分の妥当性について検討を行った。

（1）判断前の検証について

前提条件として、そもそも会館のマニュアル、いわゆる手引書が開示情

報に当たるかについては、一部法人等のマニュアルの中には経験や技術に基づく独自のノウハウとして保護すべき知的財産に位置づけられるべきものもある。しかし本件マニュアルについては、作成者が地方公共団体である点、内容が限定的であり、他の公共施設の管理に応用できる内容ではない点及び経験や技術が必要な独自のノウハウが記されているとは言えない点等を考慮するとマニュアルそのものが他者に見られることにより、海津市の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。また、マニュアルを開示しただけで、直ちに当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすとも考えられない。

よって、マニュアルであることを理由に直ちに不開示情報に当たるとは言えない。

次に、会館のセキュリティ情報が条例第7条第6号に該当するかについて、実施機関は、防犯上会館の運営に支障を及ぼすことが、条例第7条第6号に該当することから、不開示情報であると主張する。

事実、具体的なセキュリティ情報を公にすることは、防犯対策の手の内をさらけ出すこととなり、会館のセキュリティ情報の脆弱化を招く原因となり、市の財産、市民の安全に支障を及ぼす恐れが生じる。

結果として、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすという実施機関の主張については、これを否定するものではないが、一方、条例第7条第4号において「公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」が不開示情報にあたると規定されている。公共施設のような不特定多数の人間が出入りする施設の警備の状況に関する情報を公にすることは、不法な侵入・破壊を招くおそれ、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、公共の安全と秩序に支障が生ずるおそれがあると解される。

当審査会としては、セキュリティ情報であることを理由に不開示とするのであれば、条例第7条第6号ではなく同条第4号に該当すると考えるのがより適切であると結論づける。

(2) 本案の争点について

(1) の検証を踏まえ、当審査会は、実施機関が不開示とした情報が条例第7条第4号及び条例で定めるその他不開示情報に該当するか当該公文書を見分けした結果を踏まえ、不開示情報の該当性について判断する。

特に、条例第7条第4号のセキュリティ情報に該当するか否がについては、施設の警備に関する直接的な情報はもとより、物理的に防犯対策が必要である事務室、ボイラー室等の関係者以外が立ち入ることを原則禁止してい

るエリア（以下「立入禁止エリア」という。）に関する情報についても、公にすることが望ましくない情報であることから、直接的に警備に関する情報ではないが、セキュリティ情報に該当するものとして判断を行う。

ア やすらぎ会館開閉館について

やすらぎ会館開閉館について《開館》の不開示部分のうち、2、3、4、5、6の1行目5文字目から8文字目及び11は開示するのが妥当である。

上記の内容は、会館に行けば、運営に携わる職員であるか否かに関わらず、確認できる情報であることから、セキュリティ情報には該当しない。よって開示するのが、妥当である。

その余は、セキュリティ情報に該当することから不開示とした決定は妥当である。

同様に《閉館》の不開示部分のうち、10、11及び12の1行目から3行目はセキュリティ情報に該当しないので、開示するのが妥当である。

その余は、セキュリティ情報に該当することから不開示とした決定は妥当である。

イ 日常業務について

日常業務についてのうち、1頁の4行目11文字目から24文字目、9行目、13行目、25行目32文字目から26行目11文字目及び2頁の21行目8文字目から23行目は不開示とし、その余は開示するのが妥当である。

立入禁止エリア内の情報については、前述のとおり物理的に防犯対策が必要なエリアの情報であり、公にすることは望ましくない。次に、ボイラーの操作については、適切に操作を行わなかった場合や、何者かが故意に不適切な操作を行った場合、所定の時刻に給湯できないことや、故障の原因となることも十分想定される。また券売機の売上金については、現金の直接的な取り扱いに係る記述であり、開示をすれば防犯性が低くなることは免れない。よって上記3点については、防犯上不開示とすることは妥当であるが、その余は、会館運営に係る基本的な業務内容が記載されており、開示することにより、防犯上支障を及ぼすおそれがあるとは、認められない。

ウ やすらぎの湯手順書及びやすらぎの湯張り手順書について

やすらぎの湯手順書及びやすらぎの湯張り手順書の不開示部分のうち、やすらぎの湯張り手順書（平日）（開始時）の1頁の8行目、2頁の2行目、4行目、10行目から12行目6文字目及び12行目8

文字目から24文字目、やすらぎの湯手順書（開始時）（休日用）1頁の11行目、14行目、16行目から18行目5文字目、18行目7文字目から19行目、2頁の4行目8文字目から5行目及びやすらぎの湯手順書（終了時）（夜間・休日用）の1頁の8行目、11行目は開示するのが妥当である。

その余はセキュリティ情報に該当することから不開示とした決定は妥当である。

上記は、ボイラーによる給湯装置の手順書である。ボイラー操作については、手順通り運用することが求められており、誤操作がボイラーの故障に直結することも考えられる。一般的なボイラーの操作に関する手順書であるならば、不開示とすべき性質のものではない。しかし、本件操作手順書は、会館の運営に係る職員のために、会館担当職員が簡潔、明瞭に独自に作成したものであり、どのような操作が適切であるかが分かる反面、逆説的に考えれば、どのような操作が不適切であるかがより明瞭化されているとも解される。

仮に何者かが故意に不適切な操作を行った場合、故障につながる可能性も否定できず、会館における公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす可能性があることは明白である。

公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす可能性がある以上、ボイラーの操作手順について不開示とした決定は妥当である。

一方で、実施機関が不開示とした部分の中には、実際のボイラーの操作を行うことにより受動的に発生する現象も含まれている。ボイラーの操作の手順書をセキュリティ情報と位置づけたのは、あくまで不適切な操作を防止するためであるから、不開示部分は、操作行為そのものに限定されるべきである。その後発生する現象について開示したとしても、直接的に会館の防犯対策に影響を与えるものではないことから、操作行為以外の部分については、開示するのが妥当である。

エ 夜間・休日の緊急時対応について

夜間・休日の緊急時対応についてのうち、「・塩素（薬草風呂用）について」、「業者の携帯電話番号」、「・スタンプカード（台紙）・タオル・シャンプー・ソープについて」、「・薬草について」の1行目31文字目から35文字目及び「・ロッカーの故障について」の1行目を不開示とした決定は妥当であるが、その余は開示するのが妥当である。

「・塩素（薬草風呂用）について」、「・スタンプカード（台紙）・タオル・シャンプー・ソープについて」及び「・薬草について」の不開示とすべき内容は、いずれも管理する職員以外に知られることは、防犯上支障が

ある。

また「業者の携帯電話番号」については、法人等の情報とも考えられるが、本件においては、個人の情報ではあるが業務上やむを得ず提供されたもので、公にすることを前提としていないと推認されることから、個人情報として取り扱うべき性質のものであるため、条例7条第2号に該当する。

「ロッカーの故障について」も、会館を管理する職員以外に知られることは、会館の防犯上支障がある情報であると認められる。

よって、上記5点については、不開示とした決定は妥当である。

しかし、その余は作業内容、作業方法及び関係業者への連絡先等であるため、セキュリティ情報に該当するとする実施機関の主張は受け入れがたく、また、これらを公開したとしても、直ちに会館の運営に支障が生ずるおそれがあるとはいえないことから、開示するべきである。

6 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「1 審査会の結論」のとおり判断した。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8月 4日	実施機関からの諮問
平成28年 9月27日	審議
平成28年10月12日	結審

【別表】

対象公文書名	頁	行	文字	備考
やすらぎ会館開閉館について《開館》	1	8行目～ 15行目		
		16行目	5文字目～ 8文字目	
	2	2行目～ 3行目		
やすらぎ会館開閉館について《閉館》	1	15行目～ 21行目		
日常業務について	1	2行目		
		4行目		11文字目～ 24文字目を 除く
		6行目～ 7行目		
		15行目～ 24行目		
		25行目～ 26行目		25行目32 文字目～26 行目11文字 目を除く
	2	3行目～ 20行目		
		21行目	1文字目～ 7文字目	
		24行目～ 26行目		
やすらぎの湯張り手順書（平日）（開始時）	1	8行目		
	2	2行目		
		4行目		
		10行目～ 12行目		12行目7文 字目を除く
やすらぎの湯手順書（開始時）（休日用）	1	11行目		
		14行目		

		16行目～ 19行目		18行目6文字目を除く	
	2	4行目～ 5行目	4行8文字目 から		
やすらぎの湯手順書 (終了時)(夜間・休日 用)	1	8行目			
		11行目			
夜間・休日の緊急時対 応について	1	2行目～ 11行目			
		15行目～ 最終行(写 真を含む)			
	2	2行目	1文字目～ 20文字目		
		3行目			
		4行目	1文字目～ 17文字目		
		5行目			
		6行目～ 7行目			
		8行目	1文字目～ 14文字目		
		9行目～ 16行目			
		17行目	1文字目～ 16文字目		
		18行目			
		21行目～ 25行目		24行目31 文字目から3 5文字目を除 く	
		3	2行目～ 17行目		